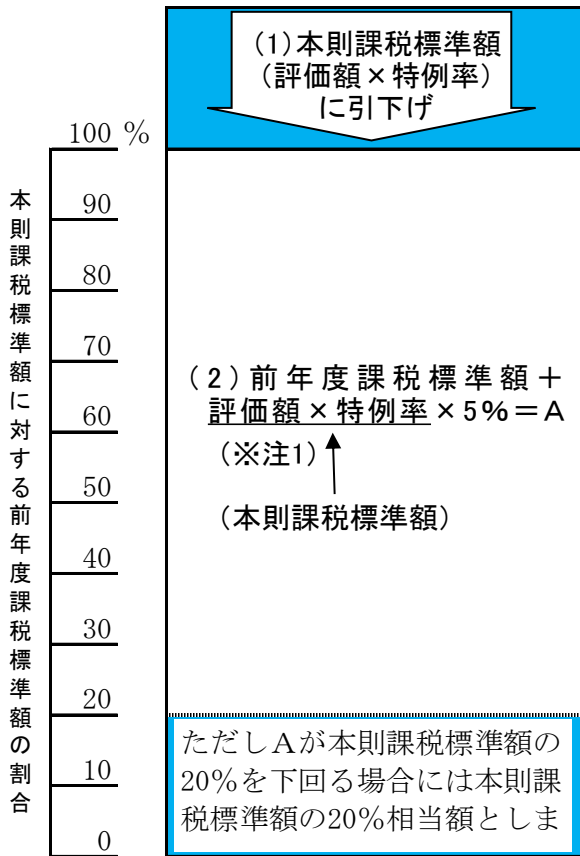


表1 住宅用地および特定市街化区域農地

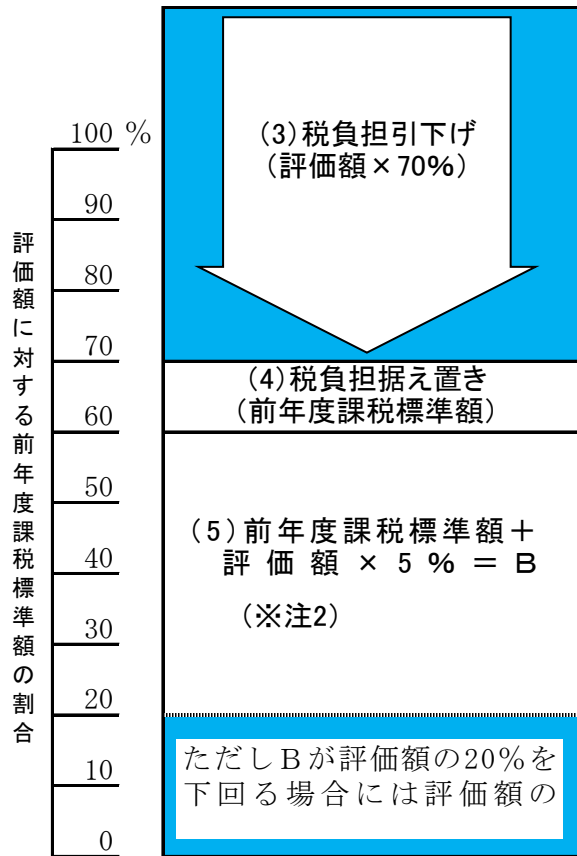


(1) 評価額に特例率を乗じた額 (本則課税標準額) に対する前年度課税標準額の割合が100%を超える場合には、本則課税標準額に課税標準額を引下げます。

(2) 上記の割合が100%未満の場合には、前年度課税標準額に本則課税標準額の5%を加えた額(A)を課税標準額とします。

(注1) ただし、5%の加算によってAが本則課税標準額を上回る場合には、本則課税標準額を課税標準額とします。

表2 商業地等



(3) 評価額に対する前年度課税標準額の割合が70%を超える場合には、評価額の70%を課税標準額とします。

(4) 上記の割合が60%以上70%以下の場合には、前年度課税標準額を据置きます。

(5) 上記の割合が60%未満の場合には、前年度課税標準額に評価額の5%を加えた額(B)を課税標準額とします。

(注2) ただし、5%の加算によってBが評価額の60%を上回る場合には、評価額の60%相当額を課税標準額とします。

表3 一般農地(生産緑地農地を含む)

評価額に対する前年度課税標準額の割合	負担調整率
90%以上	1.025
80%以上90%未満	1.05
70%以上80%未満	1.075
70%未満	1.10

評価額に対する前年度課税標準額の割合に応じたなだらかな負担調整措置が講じられています。